

# 企画競争説明書

業務名称： インドネシア国海上保安能力強化計画準備調査

調達管理番号： 22a00368

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

2022年7月27日

独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 公示

公示日 2022年7月27日

## 2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

## 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：インドネシア国海上保安能力強化計画準備調査

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

( ) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2022年9月 ～ 2023年5月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

## 4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者メールアドレス：[ito.tamaki@jica.go.jp](mailto:ito.tamaki@jica.go.jp)

(2) 事業実施担当部

社会基盤部 運輸交通グループ第2チーム

### (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	企画競争説明書に対する質問	2022年8月2日 12時
2	競争参加資格確認申請書	2022年8月5日 12時
3	質問への回答	2022年8月5日
4	競争参加資格要件の確認結果の通知日	2022年8月12日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
6	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2022年8月19日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	評価結果の通知日	2022年8月30日
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内

## 5. 競争参加資格

### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330\\_01.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html))

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

### (2) 利益相反の排除

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。  
特定の排除者はありません。

### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

### (4) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件を確認するため、以下の要領で競争参加資格確認申請書の提出を求めます。プロポーザル作成ガイドラインP.49-50「【「競争参加資格確認申請書」の提出を求められた場合】」に記載の各種書類を提出ください。

なお、本資格確認審査プロセスを追加するため、同ガイドラインにおける「消極的資格制限」の3)に規定している「競争開始日」は、プロポーザル等の提出締切日ではなく、資格確認申請書の提出締切日に読み替えます。

- 1) 提出期限： 上記4. (3) 日程参照
- 2) 提出方法： 下記「8. プロポーザル等の提出」を参照し、上記1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、競争参加資格提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。(件名：「競争参加資格確認申請書提出用フォルダ作成依頼\_ (調達管理番号)\_ (法人名)」)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合は、競争参加資格申請書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。

- 3) 確認結果の通知：上記4. (3) 日程の期日までにメールにて通知します。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、JICA ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・ 第3章2. 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

## 7. 企画競争説明書に対する質問

### (1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 日程参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口
- 3) 提出方法：電子メール
  - ① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」
  - ② 添付データ：「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)

注1) 質問は「質問書フォーマット」の様式に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLの「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

### (2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下のJICA ウェブサイト上に掲示します。  
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 日程参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4. (3) 日程を参照し提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)
- ② 件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書  
〔例：22a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「22a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

## 9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に

当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下と参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: [https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330\\_01.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)）

#### （1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

##### 1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

##### 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 11. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- （1）本件業務の受注者は、本業務の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICAが先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- （2）本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社その他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザル作成に求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「インドネシア国海上保安能力強化計画準備調査」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 プロジェクトの背景

インドネシアは東西 5,100km におよび、1,766 の有人島を有する群島国家であり、その海域は、マラッカ・シンガポール海峡、スンダ海峡、ロンボク海峡等、国際的な海上交通の要衝が多くあり、特にマラッカ・シンガポール海峡は日本に輸入される石油の約 9 割が通航する、日本にとっても極めて重要な海上交通路である。また、当国の海域は広大で豊かな海洋資源の宝庫で、2019 年の漁船漁業生産量 752 万トン、養殖業生産量 1,589 万トンと中国に次ぐ世界第 2 位（水産白書、2020 年）であり、海運・水産業が当国の基幹産業の一つとなっている。

他方、当国の海域では外国漁船が違法漁業による乱獲を実施し、当国の持続可能な海洋資源の損失に繋がっている。2018 年の海洋水産資源監視総局の違法漁船の検挙件数及び拿捕数は 109 隻であり、違法・無報告・無規制漁業による損害額は、年間約 200 億ドルと見積もられている（Wollongong 大学及びオーストラリア国立海洋資源安全保障センター（2012 年））。また、当国の海域では、海賊被害をはじめ、武装強盗による事件や船員の誘拐事案、密漁等の違法行為が発生しており、2020 年、インドネシアの領海では 22 件、インドネシアと領海を接するシンガポール・マラッカ海峡では 35 件の海賊・武装強盗が確認されている（アジア海賊対策地域協力協定情報共有センター）。かかる状況を踏まえ、巡視船等による監視活動の強化により、違法・不当な航行・活動を抑制していくことが不可欠である。

当国では、EEZ の海上治安強化のため、2005 年 12 月に海上治安調整機構（BAKORKAMLA）を設立した。また、2014 年に発足したジョコ政権は、造船業の振興、国内海運企業の能力向上、多数の島々を効率的に繋げる海運ルートの開設及び拡充、港湾の整備及び近代化等、広範な海事産業の発展を志向する「海洋国家構想」を政策の柱に掲げている。これを受けて、2014 年 12 月に BAKORKAMLA は海上保安機構（BAKAMLA: The Maritime Security Agency）に発展改組され、これまでの調整機能に加え法執行機能を含む機関となった。また、「国家中期開発計画

(2020～2024年)」においても、その5つの柱の一つに「インフラ開発」が掲げられ、その内訳として輸送の安心・安全が規定されている。

こうした海上保安・安全上の課題に対処するため、BAKAMLAは監視体制の強化を目指している一方で、現在、BAKAMLAが保有する巡視船10隻(110m級1隻、80m級3隻、48m級6隻)は、燃料効率が悪く維持管理費用がかかるため、航空機等による情報があった場合にのみ出動し、領海警備や違法漁業取締り等の任務を行っている。BAKAMLAが保有する48m級巡視船は、荒天時に安定性がなく、燃料容量が少ないことから、遠隔海域での監視行動を行うことが困難である。110m級及び80m級巡視船は、航続距離は十分であるものの、船体が大きく機動性に優れておらず、通報を受けてから現場に到着するまでに時間を要し、迅速な巡視活動を行うことが課題となっている。これらの問題点により、広大なインドネシアの海域における外国漁船の侵犯操業等の監視を高めるための巡視船の整備が求められているが、BAKAMLAでは巡視船を新規に配備する構想がある一方、BAKAMLAの予算では必要十分な巡視船を調達することは困難となっている。また、同国内の造船業は本邦の造船技術と比較して、堪航性、機動性、燃料効率性のバランスに優れた巡視船艇を建造するまでには至っていないことに加えて、効果的な活用及び操船技術や運航・維持管理にかかるBAKAMLA職員の能力向上が課題となっている。以上の背景により、本事業を通じた巡視船の整備と、技術協力を通じた巡視船の操船技術、運航・維持管理等の支援の組み合わせによる巡視体制強化にかかる我が国からの支援に期待が寄せられている。

「海上保安能力強化計画」(以下「本事業」という。)は、現在BAKAMLAが保有する巡視船に比べ、長距離航海可能で燃費が良く、機動性に優れ、現場への出動が短時間で可能となり、波高の高い外洋や深度の浅い海域にもバランス良く対応できる巡視船を整備するものである。また、現在BAKAMLAが保有する巡視船とは異なる仕様の巡視船を整備することで、BAKAMLAによる巡視活動の運用オプションの幅が広がることが期待される。加えて、本事業と連携して、BAKAMLAへの研修や専門家派遣等の技術協力を実施することで、本事業にて整備する巡視船の特性を踏まえた効果的な活用、及び操船技術や運航・維持管理能力にかかる職員の能力向上が図られ、これら支援の相乗効果により、巡視活動海域の増加と巡視活動能力強化による海上の安全確保の実現、海上法執行能力強化に貢献し、違法・不当な航行・活動の減少が期待される。また、BAKAMLAは他国との協力関係を重要視しており、日本がインドネシアに対して巡視船の整備を支援し、技術協力を通して継続的にBAKAMLAの能力向上に貢献することは、海上保安における両国の協力体制を対外的に示すことで、違法漁業の抑止力にも繋がるものであり、本事業は海上の安全確保に不可欠な優先度の高い事業として位置付けられる。

### 第3条 プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクトの目的：

本プロジェクトは、海上保安機構(BAKAMLA)に対し巡視船を整備することにより、当国における海上法執行能力の向上を図り、もって当国の海上安全の向上に寄与するもの。

(2) プロジェクト内容：

【機材】巡視船（全長約 60m）1 隻

(3) 対象地域（サイト）：バタム

(4) 実施機関：インドネシア海上保安機構（BAKAMLA）

#### 第4条 業務の目的

施設・機材等調達方式の無償資金協力の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、人的・技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

#### 第5条 業務の範囲

本業務は、インドネシアから要請のあった「海上保安能力強化計画」について、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「第8条 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。また、原則として、現地調査において JICA がインドネシア側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

#### 第6条 実施方針及び留意事項

(1) 「情報収集・確認調査」を踏まえた調査の実施

本案件については、「インドネシア国海上保安強化にかかる情報収集・確認調査」（以下「情報収集・確認調査」）が 2022 年 5 月～2023 年 3 月までの予定で実施されており、無償資金協力事業としての事業範囲の提案、おおよそその事業費の想定がなされる予定である。今回の協力準備調査においては、その調査結果を最大限活用することにより効率的に調査を行うこととし、情報収集・確認調査と緊密な連携を図る。また、情報収集・確認調査で調査済の事項については極力重複しないよう留意する。

(2) 現地調査の実施方法

本調査においては、①概略設計や報告書案の作成等に必要な情報の確認、協議、情報収集を行うための現地調査、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査の 2 回の現地調査を予定している。現地調査に際しては、JICA から調査団員を各 1 週間程度参加させる予定。

- 1) 第一次現地調査：情報収集・確認調査の結果を踏まえ、最適な事業内容を検討するために必要な、海上保安分野の現状把握及び課題を整理するとともに、今後想定される協力（以下「協力（案）」という。）の内容の提案、協力（案）を実施する場合の実施体制、海上保安分野にかかる法令等の確認、BAKAMLA 船艇運航・維持管理状況、自然条件、調達事情、資金協力を実施する際の免税情報にかかる調査を実施する。
- 2) 第二次現地調査：最終報告書案を先方関係者に説明・協議し基本的了解を得る。

### (3) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしている。JICAによるインドネシア側及び日本政府との調整に留意しつつ、以下の段階においては、日本側関係者が出席する会議において内容を確認する。

#### 1) 第一次現地調査派遣前

情報収集・確認調査を踏まえ事業の概要を想定した上で、調査方針、調査計画等を確認する。

#### 2) 第一次現地調査帰国後

現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明する。また、帰国後30日以内を目処に設計・積算方針会議を開催し、設計・積算の方向性を確認する。

#### 3) 第二次現地調査（準備調査報告書（案）説明）派遣前

「準備調査報告書（案）」に基づき、事業の内容を確認する。

#### 4) 第二次現地調査（準備調査報告書（案）説明）派遣後

インドネシア側と合意済みの準備調査報告書（案）に基づき、事業の内容を報告する。

### (4) 巡視船の規模

本事業で建造する巡視船は、インドネシア側の意向・計画に基づき、60m級とすることを原則とするが、本業務を通じてBAKAMLAの船艇整備計画（他ドナー支援を含む）や運航計画を勘案した上で、必要・妥当な規模・隻数を複数案検討し、方針を決定することとする。

### (5) 巡視船搭載機器の選定

巡視船に搭載される機器の選定に当たっては、その必要性・妥当性を、BAKAMLAの運航計画を参照しつつ検証し、その仕様を検討する。機器の選定に際しては、BAKAMLAの所有船艇の搭載機器との整合性に留意するとともに、

BAKAMLA の技術レベルや維持管理の難易度、経済性等を十分考慮し、検討する。なお、機器の選定に当たっては、JICA と密に協議を行うものとする。

#### (6) 軍事的用途への使用回避の確認等

本事業で整備される巡視船等が、開発協力大綱における「軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避」原則に基づき、軍事的用途に供するものでないことをインドネシア側と確認する。この際、インドネシア側への説明にあたっては、JICA に加え日本政府（外務省、大使館）とも相談しながら慎重に対応する。

また、本事業で整備される巡視船等が、防衛装備移転三原則に基づき日本政府において審査が必要と判断される可能性がある場合には、発注者の指示に基づき、同審査に必要となる仕様等にかかる資料を作成することとする。

#### (7) 環境社会配慮

本事業は、環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいはほとんどないと考えられることから、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）（以下、「JICA 環境ガイドライン」）に基づくカテゴリ-C に分類されている。

#### (8) 準備調査報告書の公表の確認

準備調査報告書は、調査終了後に事業費の積算結果を除く内容を公表するとともに、本事業に関する業者契約終了後に事業費積算結果を含む全内容を公表することを原則とする。しかしながら、本事業の性質に鑑み、機密性の高い事項について非公開とすることを想定し、インドネシア側とその内容・範囲の確認を行う。

### 第7条 業務の内容

上記「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

#### (1) インセプション・レポートの作成

関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

また、上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICA が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート(調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等)を先方政府関係者に説明し、内容について協議・確認する。

(3) プロジェクトの背景・経緯等の確認(関連調査結果のレビュー含む)

情報収集・確認調査の結果も踏まえ、以下の点を確認・整理する。

- 1) インドネシアにおける海上保安にかかる上位計画及び関連法制度
- 2) 海上保安分野に関連する我が国、及び他ドナーや国際機関の援助動向
- 3) プロジェクトの要請の経緯と内容

(4) 海上保安・船艇運用状況調査

- 1) 情報収集・確認調査の結果も踏まえ、海上犯罪取締り活動、BAKAMLA 保有巡視船艇の運用司令等海上保安活動の実態を把握し、海上保安活動実施における課題を確認・整理する。
- 2) BAKAMLA における最新の船艇整備計画(他ドナー支援を含む)等を確認するとともに、巡視船艇の将来の運用計画を確認する。
- 3) 将来の運用計画上、巡視船艇の配備が計画されている基地・海域等における、巡視船艇の運用体制、係留岸壁を含む施設・設備、人員配置等の現状及び将来計画を確認する。
- 4) 国内関係機関に対し調整機能を有する BAKAMLA にとって、調整相手である海上警察等関係機関の保有船艇勢力の現状、役割分担、共同対処事例及び課題、特にバタム付近での実情を確認する。
- 5) 上記 1)～4) を踏まえ、協力(案)の方針及び協力(案)の内容について、BAKAMLA の意向を踏まえながら検討し、取りまとめる。

(5) プロジェクトの実施体制の確認

プロジェクト実施機関である BAKAMLA を対象に、予算、組織体制、人員、運営維持管理能力、技術水準、他の関係機関等について調査し、プロジェクトの実施機関として問題がないか確認する。

(6) サイト状況調査

現地踏査、聞き取り調査、既往資料の分析により、BAKAMLA の巡視船艇係留サイト及び周辺の管理区域区分(バタムもしくはナツナを想定)を含む港湾利用状況等を調査・確認する。

## (7) ジェンダー主流化ニーズ調査

調査の実施に際しては、BAKAMKA の男女構成や、当該巡視船に女性が乗る可能性とその場合の対応等について調査・確認し、ジェンダー課題やニーズに対して対応するための取り組みを事業内容に反映させる。

具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。

- 1) 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。
- 2) ジェンダー視点に立ったアウトプット(成果)設定の必要性を検討する。
- 3) ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

## (8) 調達事情調査

運輸交通セクター(特に海事)に関連する法令や基準、設計条件を確認する。協力(案)における計画・積算の必要精度を確保するため、インドネシア側関連機関と十分な協議・調整を行い、協力(案)における条件を確認・整理する。

また、JICA の既往案件や、他ドナーによる周辺地域の事例について、調達事情、単価情報等を調査し、協力(案)との比較を十分に行う。

## (9) 協力対象事業の計画策定

上記調査(3)～(8)及びJICAとの協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定(概略設計)を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル(試行版)」(2009年3月)(以下、設計・積算マニュアル)を参照して設計総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取るものとする。

### 1) 計画の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、維持管理等についての対応方針を整理し、併せて検討基準を設定する。

### 2) 基本計画

上記を踏まえ、協力(案)内容の基本計画を検討する。

### 3) 協力(案)検討図

### 4) 協力(案)の実施計画

・実施方針

- ・ 実施上の留意事項
- ・ 実施区分（相手国側負担事項との区分）
- ・ 調達監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 調達計画
- ・ 実施工程

なお、協力（案）の実施にあたり、本邦又は第三国からの調達を想定する場合、輸送計画及び輸送に伴う諸手続きについても調査・検討を行う。

#### （１０）相手国側負担事項の確認

相手国側負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、既存施設の撤去、既存機材等の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計（DD）時にさらに精査・更新されていくものである。

#### （１１）相手国側の維持管理計画の検討

- １）海上保安活動に係る実施体制（予算、組織、人員、技術力等）を確認する。
- ２）船艇の運航・維持管理予算（船艇修繕費、船艇運航費）について、予算実績と将来計画を確認し、BAKAMLAの維持管理能力を確認する。
- ３）BAKAMLA保有既存巡視船艇の運航状況及び維持管理状況（搭載機器のメンテナンス、日常点検や定期点検等の実施状況、スペアパーツの入手容易性や交換状況等）を確認し、これら状況を踏まえた上で、協力（案）の内容を検討する。
- ４）上記を踏まえ、巡視船艇の運航・維持管理を行うために必要な人的体制、技術力、財務力を備えているか確認する。

#### （１２）概略事業費の算出

本事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよ

く検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

積算に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）を参照し、積算総括表を作成の上で JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

なお、機材に係る精度は入札に対応できる精度を確保することとする。

#### 1) 準拠ガイドライン

具体的な積算に当たっては、上記マニュアルの機材編（2019年10月）及び追補編（2020年11月）を参照する。

#### 2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、仕様や調達先の工夫等によるコスト縮減の可能性を十分に検討する。

### (13) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③付加価値税（VAT 等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会(OCAJI)等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。

免税情報は現地 JICA インドネシア事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所と協議し、同事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同支所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、先方政府と協議した際の情報（協議相手、内容、連絡先等）も提出する。

なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、提出する。

### (14) 協力対象事業実施に当たっての留意事項の整理

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えられとされる留意事項を整理する。

#### (15) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

#### (16) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減については、詳細設計での対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

#### (17) 事業の評価

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業については、定量的指標として、インドネシア全域における巡視船の年間配備日数等を想定している。これら指標の計測方法を準備調査報告書に記載することとする。

標準指標例については「無償資金協力 開発課題別指標例」を参照。

[https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/aid\\_business.html](https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/aid_business.html)

#### (18) 準備調査報告書（案）の作成

本調査結果を準備調査報告書（案）（機材仕様書（案）を含む）として取り纏め、その内容についてJICAと協議する。

#### (19) 準備調査報告書（案）の説明・協議

概略事業費を含む上記準備調査報告書（案）（機材仕様書（案）を含む）をインドネシア政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

協議の結果、準備調査報告書(案)(機材仕様書(案)を含む)の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討のうえ、必要に応じプロジェクト全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

#### (20) 準備調査報告書等の作成

インドネシア政府関係者等への準備調査報告書(案)(機材仕様書(案)を含む)の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費(無償)積算内訳書
- 2) 概要資料(完成予想図を含む)
- 3) 機材仕様書
- 4) 準備調査報告書(完成予想図を含む)
- 5) デジタル画像集
- 6) 進捗報告書(Project Monitoring Report)の初版
- 7) 免税情報シート

### 第8条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち(5)～(10)を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意する。また、(1)～(4)及び(11)については電子データでの提出も可とする。

- |     |                 |                           |
|-----|-----------------|---------------------------|
| (1) | 業務計画書           | : 和文2部                    |
| (2) | インセプション・レポート    | : 和文2部、英文2部、<br>インドネシア語2部 |
| (3) | 現地調査結果概要        | : 和文2部                    |
| (4) | 準備調査報告書(案)      | : 和文2部、英文2部、<br>インドネシア語2部 |
| (5) | 概略事業費(無償)積算内訳書  | : 和文2部                    |
| (6) | 機材仕様書           | : 和文2部、英文2部、<br>インドネシア語2部 |
| (7) | 概要資料(※完成予想図を含む) | : 和文1部                    |

- (8) 準備調査報告書 (※完成予想図を含む) : 和文 (製本版) 9部  
及び CD-R 2枚、  
英文 (製本版) 9部  
及び CD-R 2枚、  
インドネシア語 (製本版)  
9部及び CD-R 1枚、  
和文 (先行公開版) 2部 及  
び CD-R 1枚
- (9) デジタル画像集 : CD-R 2枚  
(デジタル画像 40枚程度)
- (10) 進捗報告書 (Project Monitoring Report) の初版 : 英文 2部
- (11) 免税情報シート  
※第2回現地調査時、当該国を所掌する JICA 在外拠点にも提出すること

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (8) 準備調査報告書 (和文: 製本版) には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書 (和文: 先行公開版) を作成する。

注3) 報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2020年1月)」を参照する。

注4) 特に記載のないものはすべて簡易製本 (ホッチキス止め可) とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。注5) 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書等の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

## プロポーザルにて提案を求める事項

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案への該当条項及び記載ページ
1	巡視船の規模等の検討方法	第6条 実施方針及び留意事項 (4) 巡視船の規模 (P9) (5) 巡視船搭載機器の選定 (P10)
2	巡視船運用能力等の確認方法	第7条 業務の内容 (4) 海上保安・船艇運用状況調査 (P11) (5) プロジェクトの実施体制の確認 (P12)
3	事業の評価指標	第7条 業務の内容 (17) 事業の評価 (P15)

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330\\_01.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務：船舶の設計及び施工監理にかかる業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

##### ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／海上保安計画／船舶建造計画（2号）
- 組織体制／船舶運航・維持管理計画
- 船体設計・艀装設計（3号）
- 機関設計・電気設計
- 機材計画／積算

- ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数  
約 3.20 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／海上保安計画／船舶建造計画）】

- ① 類似業務経験の分野：船舶の設計及び施工監理にかかる業務
- ② 対象国及び類似地域：インドネシア国及び全途上国
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：船体設計・艀装設計】

- ① 類似業務経験の分野：船舶、艀装にかかる設計及び施工監理業務
- ② 対象国及び類似地域：インドネシア国及び全途上国
- ③ 語学能力：英語

## 2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2022年9月より国内事前準備を開始し、2022年10月中旬より第一次現地調査を行い、その後、国内解析（積算審査に要する期間含む）を行い、2023年2月に第二次現地調査（概要説明）を実施することを想定する。なお、積算審査はDOD前までに了することを基本とする。2023年3月中旬までに概要資料、2023年5月までに準備調査報告書を含む成果品を提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 5.43 人月（現地：0.93人月、国内4.50人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定しているが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案する。

- 1 業務主任者／海上保安計画／船舶建造計画（2号）
- 2 組織体制／船舶運航・維持管理計画
- 3 船体設計・艀装設計（3号）
- 4 機関設計・電気設計
- 5 機材計画／積算

3) 渡航回数を目途 全従事者で4回を想定。

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託は想定していません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

➤ 「インドネシア国海上保安強化にかかる情報収集・確認調査」中間段階調査取り纏め結果

2) 公開資料

➤ 特に無し

(5) 対象国の便宜供与

特に無し

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

#### 4.見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

##### （1）契約期間の分割について

第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

##### （2）別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積もり金額を提示してください。なお、新型コロナウイルス感染対策に関連する経費（PCR検査代及び隔離期間中の待機費用等）は見積金額に含めないでください。契約交渉の段階で確認致します。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

##### （3）定額計上について

以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

- 1) 特になし

##### （4）外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)）

#### 5. その他留意事項

- 1) 特になし

別紙：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(40)</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	16	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	6	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(50)</b>	
	<b>(34)</b>	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／海上保安計画／船舶建造計画</u>	<b>(34)</b>	<b>(13)</b>
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	4	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	<b>(-)</b>	<b>(13)</b>
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	3
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	<b>(-)</b>	<b>(8)</b>
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	8
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：<u>船体設計・艤装設計</u></b>	<b>(16)</b>	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	